

令和2年第6回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和2年6月15日(月) 午前9時10分～午前9時43分

2 開催場所 産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (7人)

会 長	7番 木 立 康 行	
会長職務代理者	9番 佐 藤 孝 文	
委 員	4番 館 野 哲 雄	8番 工 藤 元 伸
	10番 東 良 一	12番 佐 山 秀 夫
	13番 佐 藤 米 一	

4 欠席委員 (6人)

1番 長 内 康 之	2番 木 村 功
3番 高 橋 英 子	5番 工 藤 勝 彦
6番 大 平 成 年	11番 佐 藤 国 雄

5 出席農地利用最適化推進委員 (3人)

・黒石地区 高 木 一 弥	・六郷地区 加 藤 浩 揮
・中野地区 櫻 庭 太 志	

6 欠席農地利用最適化推進委員 (3人)

・浅瀬石・迫子野木地区 佐 藤 仁	
・沖揚平・厚目内地区 森 山 栄 治	・山形地区 山 口 貴 佳

7 議事参与の制限委員 (0人)

8 付議案件

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
 議案第22号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第25号 令和元年度の活動に対する点検・評価及び令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画について

9 事務局職員

事務局長	中 田 憲 人
局長補佐	大 溝 恵 水
農地係長	福 士 博 幸
主 査	櫻 田 一 久

中田事務局長	全員お揃いになりましたので、会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長が議長となり、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和2年第6回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が7人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、3人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、8番工藤元伸委員、9番佐藤孝文委員にお願いします。 書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
櫻田主査	報告第13号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和2年5月受理分は、相続が4件、総面積46,391㎡、田が12筆、10,708㎡、平畑が3筆1,342㎡、樹園地が13筆34,341㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは議案第22号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許

	可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻田主査	議案第22号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が3件、所有権移転が2件です。 4ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号5番、6番は同時申請で、5番が小屋敷字小十川添ほかの田と樹園地、5筆合計9,696㎡、6番が小屋敷字東村岸の田、1,298㎡を同一世帯の親から子へ期間5年で使用貸借するものです。 受付番号7番は、上十川字留岡六番ほかの樹園地、3筆合計5,972㎡を同一世帯の親から子へ期間10年で使用貸借するものです。 5ページをご覧ください。 (2) 所有権移転です。 受付番号18番は、上十川字留岡六番の樹園地、10筆合計24,278㎡を別世帯の親から子へ贈与するものです。 受付番号19番は、豊岡字白兀の平畑、1,504㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認、並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認、並びに申請地の現地調査を行った8番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回申請があった農地について、去る6月4日、佐山秀夫委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) の使用貸借権設定です。 受付番号5番、6番は、同一世帯の親から子へ期間5年で使用貸借するものです。現況は田及び樹園地です。 譲受人は、次世代人材育成投資資金を受け、水稻と果樹の経営をするとしています。農業機械は、親から借りるとのことです。果樹では、シャインマスカットの栽培をするとし、弘果及び農業振興普及室黒石分室から技術指導を受けながら、弘果弘前中央青果株式会社に出荷するとのことです。 今後、5年間で経営規模を拡大していきたいとしています。 受付番号7番は、同一世帯の親から子へ期間10年で使用貸借するものです。現況はりんご畑で、権利取得後も同様の農業経営が行われます。

	次世代人材育成投資資金の受給が終了し、農業経営するうえで、親と分離し、独立するとのことです。今後は、認定農業者として、規模拡大するとのことです。 (2)の所有権移転です。 受付番号18番は、高齢のため別世帯の親から子へ一括贈与するものです。現況はりんご畑で、権利取得後も同様の農業経営が行われます。 受付番号19番は、耕作便利により第三者へ売買するものです。現況は平畑で、権利取得後は、りんご栽培が行われます。 今回申請があった5件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第22号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第23号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福土係長	議案第23号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 7ページをご覧ください。 受付番号28番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、南中野字オノ神、登記地目、現況地目ともに、田、となっております。 面積は、498㎡であり、住宅建築用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所は、第1種農地ではありますが、不許可の例外のうち、集落接続に該当しますので、問題ないものと思われます。 受付番号29番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、浅瀬石字川合、登記地目は田、現況地目は畑、となっております。 面積は、184㎡であり、資材置場用地として取得し、利用したいとのことです。

	この場所は、第2種農地であり、宅地化が進み、近接する農地の区域が10ha未満に該当し、事業者の隣地の農地であるため、問題ないものと思われます。 受付番号30番から32番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、浅瀬石字扇田、登記地目、現況地目ともに、田、となっております。 面積は、合計15,506㎡であり、物流センター建設用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所は、黒石市ロジスティクスクロッシングの区域にあります。 第1種農地ではありますが、不許可の例外のうち、特別の立地で必要とされる施設である流通業務に該当し、インターチェンジ300m以内にありますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、8番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回5条申請があった土地について、去る6月4日 佐山秀夫委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号28番は、住宅建築用地として、親から子へ贈与により、権利を取得し利用するものです。 場所は、県立黒石養護学校から北東へ約370mに位置しております。 申請地の選定理由を聞き取りしたところ、申請者は、管理する農地が周辺にあり、また、住宅老朽化の新築のため、選定したとのことです。 申請地は、東側、南側は国道、北側は農道、西側は自己所有の農地です。市道を介して南中野集落に接続しております。雨水は地下浸透により、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、水路に放流するとのことです。 受付番号29番は、資材置場用地として、取得し利用するものです。 場所は、黒石消防署から南東へ約350mに位置しております。 申請地は、東側、南側は小区画の農地及び農道、北側は墓地、西側は自己所有の資材置場です。 申請地の選定理由を聞き取りしたところ、申請者は、砂利販売業を営んでおり、事業拡大につき、隣地の資材置場が手狭になったため、隣地に敷地を求めているとのことです。 譲渡人と交渉した結果、売買の条件が整ったことから、申請に至ったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水が農地に流入しないように地下浸透させ、土砂流出しないようにコンクリート塀を設置するとのことです。 受付番号30番から32番は、物流センター建設用地として、取得し利用す

		るものです。 場所は、旧浅瀬石小学校から南西へ約400mに位置しております。 この場所は、「黒石インターチェンジロジスティクスクロッシング」の区域になります。 申請理由を聞き取りしたところ、運送業を営む上で、最適な条件であることから移転する、とのことでした。 周辺農地に被害が出ないようにするため、周辺敷地にはコンクリート擁壁を施工して、盛土の土砂が流出しないようにするとしています。 また、雨水は、集水桝から周辺の既存水路に放流し、雑排水は下水道に放流するとのことでした。 申請地の周辺にある水路の維持管理には十分協力すること、大型トラックの乗り入れには、事故が発生しないように十分に注意するとしています。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第23号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
櫻 田 主 査		議案第24号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙10ページから説明します。 今回の申請は、賃借権設定が6件、所有権移転が1件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号60番は、境松字村井の田、3,867㎡を5年間、10a当たり15,700円で、再設定するものです。 受付番号61番は、富田ほかの田、12,371㎡を10年間10a当たり12,000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。

	受付番号62番は、馬場尻西の田、9,965㎡を10年間、10a当たり13,000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。 受付番号63番は、境松字村井の田、2,944㎡を16年間10a当たり15,000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。 受付番号64番は、馬場尻西の田、1,481㎡を10年間、10a当たり23,000円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。 賃借料につきましては、10a当たり、玄米1.5俵の物納で金額換算したのになっており、1俵あたりの金額は、令和元年産米の相対取引価格で積算しております。 また、賃借料についてですが、相対取引価格1.5俵換算での23,000円と若干高い金額になってはおりますが、受け手側が集積を行いたいとのたつての希望ということもあり、賃借料が高く設定されているものであります。 受付番号65番は、黒石字浄光寺ほかの田、5,908㎡を10年間10a当たり15,300円で、農地中間管理事業により、新規設定するものです。 こちらも物納での金額換算となっており、10a当たり玄米1俵の物納で金額換算したのになっております。 (2) 所有権移転です。 受付番号24番は、三島字宮元の田、12筆合計8,572㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第24号は、原案のとおり決定いたします。 次に議案第25号「令和元年度の活動に対する点検・評価及び令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
大 溝 補 佐	議案第25号は、農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度の活動に対する点検・評価及び令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画について、別冊のとおり青森県及び東北農政局に報告するため意見を求めるものであります。 農業委員会では、国の指導に基づき毎年活動計画を定め、その実績の点検と評価をし、次年度の活動計画に反映させることになっておりますので、「令和元

年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を決定し、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、ホームページ上で公表いたします。

お手元の別冊をご覧ください。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価です。

1 ページをご覧ください。

I 令和2年3月末現在、農業委員会の状況です。

1. 農業の概要です。

耕地面積は、田、畑の合計が3,600haであり、経営耕地面積は2,713ha、遊休農地面積は394.4haです。

農地台帳面積は、3,757haで、耕地面積との違いの理由としては、農林業センサスは2015年の統計上の調査データであり、農地基本台帳は、固定資産データにおける農地面積を合計したものであることにより差異があります。

2. 農業委員会の現在の体制については、説明を割愛させていただきます。

2 ページをご覧ください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1. 現状と課題です。

管内の農地面積3,630haに対し、これまでの集積面積は、2,003.19haで、集積率で55.18%となりました。

2. 令和元年度の目標及び実績です。

集積実績は、2,094.7ha、達成状況は102.52%です。

集積目標については、水稻、果樹といった営農類型を考慮したとき、集積率を7割とすることを目標としています。

3. 目標の達成に向けた活動です。

こちらにつきましては、通年で行われる利用権設定等促進事業や「人・農地プラン座談会」などでの、農地の出し手受け手のマッチングを行ったとして、実績としては、概ね評価される、としました。引き続き、活動を継続していく予定といたします。

3 ページをご覧ください。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

こちらにつきましては、平成30年度新規参入が7経営体、取得面積が3.7haとなっており、新規参入する者の営農類型に見合った農地情報の収集と提供でのマッチングが課題でありました。

令和元年度では、参入実績で3経営体、達成状況50%であり、目標の1/2の達成状況であったため、今後も若年層や農地所有適格法人の新規参入の促進を図る必要があると思われます。

4 ページをご覧ください。

IV 遊休農地に関する措置に関する調査

1. 現状と課題です。

	遊休農地面積は、農地の利用状況調査により、293ha確認され、管内の農地面積に対して8.07%です。 担い手の確保が難しい地域や、耕作が不利な農地で遊休農地化が進んでいるということが課題となっております。 遊休農地の解消については、多様な課題があることから課題解決は難しく、市内全域の農地について、農地利用状況調査及び利用意向調査を実施し、農地の利用状況の把握や経営意向の調査を行いました。 5ページをご覧ください。 V 違反転用への適正な対応です。 違反転用については、内容説明は割愛させていただきますが、農業委員会活動においては、例年どおり農地パトロールを実施することや、違反転用に対する監視活動を継続的に行い、違反転用の発見に努めました。 6ページから8ページのVI、VII、VIIIについては、説明を割愛させていただきます。 続きまして、9ページからの、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。 内容としましては、令和元年度の実績に基づいた活動計画となっております。 令和2年度においても、担い手への農地の利用集積・集約化、新規参入者の確保、遊休農地・違反転用に対する農地パトロールの実施を行いながら、見える農業委員会活動を持続的に実施していくこととした活動計画となっております。 以上となります。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
東 良 一 委 員	中山間地域では、高齢化が進んでいて、さらに作業効率も悪いことから、農家が減って、遊休農地は増えており、遊休農地の解消は難しくなっているという現状があります。 遊休農地の解消といっても、ただちに植林することも、農地法上では難しいですし、採算性が合わないために不耕作や放任園になってしまう。 遊休農地の解消は、今後の活動計画においては難しい課題になってくると思います。
福 士 係 長	遊休農地の解消対策は、今後も重要な検討課題であるということによろしいでしょうか。
東 良 一 委 員	はい。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じます。

	すが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第25号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和2年第6回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時43分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和2年6月15日 議長 永立 康行  議事録署名者 工藤 元伸  議事録署名者 佐藤 孝文 